

平成30年3月16日

厚生労働省社会・援護局
福祉基盤課長 殿

日本放送協会 営業局長



日本放送協会放送受信料免除基準の一部変更のご協力依頼について

平素より当協会の放送事業に格別のご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、当協会では、総務大臣の認可を受け、平成30年4月1日より「日本放送協会放送受信料免除基準（以下「免除基準」という。）」を変更し、社会福祉法に規定する社会福祉事業を行う施設または事業所のうち、現在免除の対象外となっているものについて、全額免除の対象とすることといたしました。

これまで、社会福祉施設における受信料免除については、社会福祉法に規定された時期により、全額免除の対象外となっている施設がありました。今般の免除基準の変更は、同一法律内における取り扱いの差をなくし、より合理的な免除対象とするためのものであり、これにより社会福祉法に規定されている事業を行なうすべての施設または事業所が全額免除となります。

つきましては、今般の免除基準の変更に関し、各地方自治体への周知についてご協力を賜りますよう、何卒、よろしくお願い申し上げます。

記

1 免除基準の変更内容

平成30年4月より、社会福祉法に規定されているすべての社会福祉事業を行なう施設または事業所が全額免除の対象となります。

2 新たに受信料免除となる対象（平成30年4月以降）

新たに免除対象となる施設・事業所については、別紙をご参照ください。なお、免除対象となるのは、これまでと同様に入所者・利用者の専用に供するために設置された受信機となります。

3 日本放送協会放送受信料免除基準（抜粋）平成30年4月1日施行

1 全額免除（社会福祉施設等）

(1) 別表1に掲げる社会福祉施設等において、入所者または利用者の専用に供するため、その管理者が受信機を設置して締結する放送受信契約

別表 1

社会福祉施設等	社会福祉法に規定する社会福祉事業を行なう施設もしくは事業所または更生保護事業法（平成 7 年法律第 86 号）に規定する更生保護事業を行なう施設もしくは事業所
---------	---

(注) 社会福祉法第 2 条第 4 項第 4 号に規定する事業のうち、生活保護法または児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する事業を行なう施設もしくは事業所については、上記に含める。

4 免除申請手続きについて

- ・最寄のNHK窓口またはNHKふれあいセンターまでご連絡をお願いします。
- ・NHKが交付する免除申請書のほかに、免除基準に該当する施設である旨を証明する書類及び受信機の設置見取図が必要となります。

別紙

社会福祉施設に関する免除基準の変更について

現行の免除対象	
児童福祉関連	助産施設／乳児院／母子生活支援施設／保育所／幼稚園連携型認定こども園／児童厚生施設／児童養護施設／児童家庭支援センター／等
障害者福祉関連	身体障害者福祉センター／補装具製作施設／視聴覚障害者情報提供施設 等
老人福祉関連	養護老人ホーム／特別養護老人ホーム／軽費老人ホーム／老人デイサービスセンター／老人短期入所施設／老人福祉センター／老人介護支援センター 等
上記以外	生活保護施設／母子福祉施設 等



新たな免除対象	
児童福祉関連	障害児通所支援事業のうち「保育所等訪問支援」／障害児相談支援事業／子育て短期支援事業／乳児家庭全戸訪問事業／養育支援訪問事業／地域子育て支援拠点事業／一時預かり事業／小規模住居型児童養育事業／小規模保育事業／病児保育事業／子育て援助活動支援事業
障害者福祉関連	障害福祉サービスのうち「同行援護」／障害福祉サービスのうち「療養介護」／一般相談支援事業／特定相談支援事業／移動支援事業／身体障害者生活訓練等事業／手話通訳事業／介助犬訓練事業／介助犬訓練施設／盲導犬訓練事業
老人福祉関連	小規模多機能型居宅介護事業／複合型サービス福祉事業
上記以外	福祉サービス利用援助事業／認定生活困窮者就労訓練事業

(※)更生保護事業関連の一時保護事業・連絡助成事業も対象

社会福祉法に規定されている社会福祉事業を行うすべての施設・事業所が受信料免除の対象 *
* 受信料免除の対象となるのは、入所者・利用者の専用に供するため、その施設管理者が受信機を設置して継続する放送受信契約です。
事務室、従業員休憩室、入所者・利用者の専用ではないため、受信料免除の対象外となります。

(平成30年3月15日時点)